

# 「南砺の逸品」募集要領

## 1. 目的

南砺の良質な食文化や、優れた技術の伝統工芸を「南砺の逸品」に登録し、EC サイトや物産展等で販売し、その魅力を市内外に発信することにより、登録品のブランド力を高めるとともに、本市の認知度の向上、観光物産の振興、事業者の意欲の高揚、地域経済の活性化を図るものです。

## 2. 対象商品

(1) 南砺市内で生産または製造された農林水産物、加工食品

(2) 南砺市内で生産または製造された工芸品、工業製品

上記の(1)または(2)であって、次の要件を満たすもの。

- i) 法令に違反していないこと
- ii) 公序良俗に反していないこと
- iii) 知的財産権を侵害していないこと
- iv) 申請時点で販売実績があること

## 3. 応募資格

(1) 南砺市内に住所または主たる事業所を有する農業、林業、漁業、食品加工業、飲食サービス業もしくは製造業を営む個人、法人またはこれらを営む者で組織される法人もしくは団体

(2) 「南砺の逸品」として販路拡大、PRによる誘客など、地域資源ブランド価値の向上を目指す意向があること

(3) 反社会勢力と資本関係がないこと、および同勢力との取引関係がないこと。

※ 規模の大小は問いません

※ 申請する数に制限はありません

※ 申請単位は個別事業者(個人、法人)、団体(例：農協、加工グループ)いずれも可能です

事業者団体の場合は、当該商品における生産・製造や出荷・販売を行い、当該商品の品質についての責任を負っているものとします。

## 4. 審査方法

① エントリーのあった商品のうち、条件を満たしている商品を審査チームによって審査し、採用候補商品を選定する。

② 採用候補商品について、南砺ブランド商品開発支援事業実行委員会の承認を得て、商品の登録を決定し、応募者に通知し、「南砺の逸品」公式サイト(オンラインショップ)に掲載する。

## 5. 審査基準(詳細は、別紙「「南砺の逸品」の審査基準」のとおり)

次の5つの視点を基準に審査を行います。

- (1) 南砺らしさ
- (2) 高い品質と信頼性、安全性
- (3) オリジナリティ
- (4) 市場性
- (5) 将来性

## 6. 登録商品のメリット

「南砺の逸品」として登録されると、次のようなメリットがあります。

- (1) 登録商品を「南砺の逸品」公式サイト（オンラインショップ）に掲載し、商品を販売します。
- (2) 登録商品を「南砺の逸品」公式サイト（オンラインショップ）に掲載し、その魅力を内外へ広く発信します。
- (3) 「南砺の逸品」に係るミニパンフレットを作成し、各店舗、ホテル・旅館、イベント等で配布してPRします。
- (4) 市内外で市や関係機関が開催する展示会や物産展などに参加できます。
- (5) 上記の他に、販売促進につながる事業・イベントなどを紹介します。

## 7. 登録・販売について

開始時期 令和5年9月頃を予定

登録時期 令和5年5月

販売期間 登録日の翌々年度の3月31日まで（更新可）

登録料 1商品につき3,000円（撮影・登録手数料）

※撮影用サンプルを1商品につき2点のご提供をお願いします。

## 8. 応募締切

令和5年2月28日(火)

（郵送の場合は2月28日(火)消印有効、持参の場合は同日の午後5時15分まで）

## 9. 応募方法

申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに、下記応募先へ郵送または持参してください。

（申請書等は、市ホームページからダウンロードまたは下記問い合わせ先までご請求ください）

### 【提出書類】

- (1) 南砺ブランド商品等開発支援事業「南砺の逸品」登録申請書
- (2) 申請する商品の概要を記載した書類、パンフレット等

## 10. その他

虚偽の申請により認定を受けたときや、制度の信用を失墜させる行為などがあった場合には、登録を取り消すことがあります。

## 11. 応募・問い合わせ先

南砺ブランド商品開発支援事業実行委員会  
（事務局）

〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地

南砺市ブランド戦略部 商工企業立地課 地域経営係

T E L : 0763-23-2018（直通）

E-mail : [shokoka@city.nanto.lg.jp](mailto:shokoka@city.nanto.lg.jp)